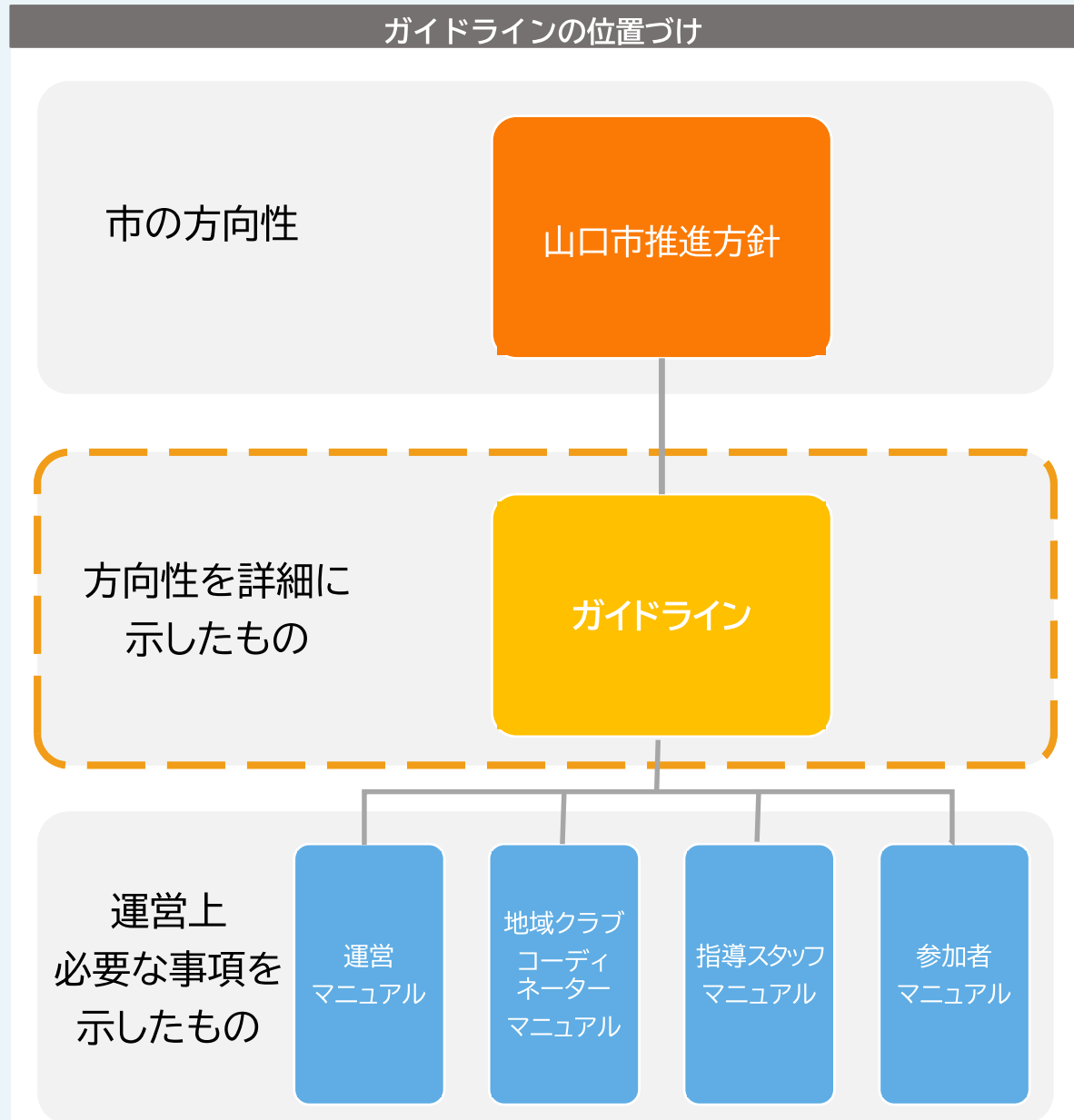


山口市地域クラブ運営ガイドライン【概要版】 1 / 4

1. ガイドライン策定の背景・趣旨・位置づけ

- 学校部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加のもとに行われてきた。部活動は、学校における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を担ってきた。
- 少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなってきたことから、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、山口市では、**家庭・学校を含めた地域の連携・協働の下、市が設置・運営する地域クラブ活動への移行を進めることとした。**
- **本ガイドラインは「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」を基に定めるもの**であり、運営上の各種事項は別にマニュアルを定める。

ガイドラインの位置づけ



2.活動方針

①活動趣旨

- 多様な志向や経験の異なる生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供する。
- 楽しみつつも技術の向上を図りながら、生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を培い、活動を通して人間的な成長をめざす。

②運営体制

令和8年9月から
市が地域クラブを設置・運営する

- ・中学校区単位で地域クラブを設置
- ・学校部活動の競技・種目等を可能な限り設置

地域クラブに
コーディネーターを配置

- ・指導スタッフ、学校、運営本部と連携し地域クラブの運営にあたる

指導者バンクを設置

- ・運営本部に指導者バンクを設置し、運営事務局が人材の募集、確保、配置等について一括して管理・運用し、円滑な人材の配置を行う

指導者として想定される方
教員(兼職等) スポーツ団体・文化芸術団体(体育団体・文化団体・指導者等) 地域 企業関係者 官公庁(市職員等) 大学生 保護者等

報酬支払 運営本部(市が設置・運営) 指導者募集 指導者登録

運営事務局
○指導者管理業務
○会員(中学生)管理業務
○地域クラブ運営業務

指導者バンク
(指導希望者のデータ受付・管理)

実施主体 17地域クラブ
(市が設置・運営)

活動報告 指導者配置

A中学校区 A地域クラブ
コーディネーター
○運営、参加者、指導スタッフの管理
○運営本部との連絡調整
○学校との連絡調整、情報共有

B中学校区 B地域クラブ
コーディネーター

A中学校の生徒
A地域クラブに入りたい競技・種目等がない生徒

活動へ参加可能

生徒の通う中学校区に設置された地域クラブへ参加することを基本としますが、希望する競技・種目等が設置されていない場合は、移動等の負担がかかることを了承のうえで、近隣の地域クラブへ参加できるものとします。

③指導スタッフ

● 指導スタッフは、市職員(会計年度任用職員)として任用し、報酬を支給する。

区分	役割	報酬	指導スタッフの要件		その他
			共通	指導者・指導補助者(Ⅰ)	
指導者	実施責任者として、全ての業務を統括する。 (年間計画作成、指導内容考案、競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等)	1,500円程度/時間	○当該年度に18歳以上であること ○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。 ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に該当しないこと。 ○市が定める指導スタッフマニュアルに基づいて指導すること。	指導する運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくはは知識を有すること。	労働者災害補償保険法や国家賠償法が適用される。
指導補助者(Ⅰ)	指導者の補助業務を担う。 (競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等)	1,250円程度/時間	○指導者バンク初回登録後は、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受けること。	—	
指導補助者(Ⅱ)	主に参加者の見守りを担う。 (参加者の出欠確認、安全管理等)	1,000円程度/時間			

3. 山口市地域クラブの運営

①活動計画	【活動日数】 ● 週3日（平日2日、休日1日）の活動を原則。 ● 定期試験期間等に一定の活動休止期間を設ける。 ● 活動休止期間（荒天や定期試験期間等）を別の週に振り替えて活動することも可能とする。	【活動時間】 ● 平日：放課時間～19:00のうち、2時間以内。 ● 休日（祝日を含む）：8:00～17:00のうち、3時間以内。	【活動場所】 ● 中学校において施設・設備を活用して活動することを原則。
②会費	● 受益者（参加者）負担を求め、会費額は全競技・種目等共通の額で、1競技・種目等毎に徴収するものとする（複数競技・種目等に参加した場合は参加数を乗じる）。 ● 1競技・種目あたりの会費 ●, ●●●円（月額）（経済的に困窮する家庭については市が一部支援を行う） ● 活動及び運営の見直しに伴い、必要時改定を行うものとする。		
③保険への加入	● 参加者の保険は、会費からスポーツ安全保険に市が一括して加入を行う。		

検討中

④地域クラブ活動の運営	⑤指導スタッフの心得	⑥安定的な活動のための見直し
（1）活動方針、活動計画等の作成 ● 指導者は活動方針、活動計画等を作成し、地域クラブコーディネーターが参加者や保護者に送付し、当該中学校と共有する。 （2）学校行事等での地域クラブについての説明 ● 学校は地域クラブ活動の周知に努める。 ● 地域クラブCNは、各中学校で実施される入学説明会等で、児童・保護者に地域クラブ活動の説明を行い、参加者募集をする。 （3）大会・コンクール等への参加 ● これまで参加していた大会・コンクール等から精選した大会等に、参加者の活動の成果を発表する場として参加することができる。	● 子どもファーストの考えのもと、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことを心がけ、過度に好成績を収めることに偏った指導にならないようにする。 （1）健康管理・事故防止 （ア）参加者の安全確保 ● 参加者の発達段階や心身の健康の状態、気象状況等を考慮し、活動内容を設定する。 ● けがや体調不良、事故等が発生した場合、速やかに応急手当等の適切な対応を行う。 （イ）活動の制限 ● 熱中症特別警戒アラート、各種警報が発令されている場合は、原則として活動を中止する。 （ウ）相談への対応 ● 地域クラブCNが担当者となり事故やトラブル等の受付を行い、指導スタッフ、運営本部、中学校、山口市教育委員会等と適切に連携して問題解決にあたる。 （2）大会等への引率・指導 ● 大会・コンクール、練習試合等に参加する場合、生徒を適切に引率・指導するとともに、体調不良等に対しては速やかに応急手当等の対応を行う。	（1）生徒数の減少に伴う見直し ● 生徒数（地域クラブ加入者）の減少に伴い、単一地域クラブ内での競技・種目等の活動ができなくなった場合には、複数の地域クラブの競技・種目等が合同で活動する拠点地域クラブ活動の取組や活動の廃止等を検討する。 （2）第二段階における見直し ● 地域クラブへの移行後、活動が軌道に乗った第二段階においては、生徒のニーズの変化に応じた競技・種目等や地域の特色を生かした新たな活動の創設についても検討する。

4. 学校との連携

①教育的意義の継承

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、**学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである**。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が不可欠であることから、地域クラブコーディネーターを中心に連携体制を構築する。

②情報共有

- **地域クラブと参加者が通学する中学校との間で連携**し、緊密に情報共有を行った上で、地域クラブ活動を展開する。

【具体的な連携内容】



学校

- 学校行事予定、施設利用(予約)状況等の情報共有
- 地域クラブ活動を紹介する場を設ける等の運営協力

- 地域クラブの活動方針、スケジュール、活動状況(活動成績等含む)等の情報共有

- いじめに関する適切な対応



地域クラブ

5. 適切な指導の担保

①暴言・暴力、ハラスメント等の根絶

- **参加者の安全面・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶を指導スタッフの重要な要件とする。**



②定期的な研修会の実施

- 市は、地域クラブ活動に携わる各競技・種目等の指導スタッフに対し、**定期的に研修会を実施**し、日々の指導に研修内容を生かされ、指導スタッフの資質向上につながるように努める。

【研修内容】

- (ア) 地域クラブ活動の指導に関すること
- (イ) 地域クラブの運営に関すること
- (ウ) 安全や健康に関すること
- (エ) その他



③資格等の取得支援

- 市は、地域クラブが山口県中学校体育連盟主催の大会へ参加する要件（地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則）として、日本スポーツ協会（J S P O）等が実施する**指導者資格や審判資格等の取得を義務付けている競技のうち、市の地域クラブに設置する競技の資格を新規に取得する際にかかる経費（旅費、宿泊費等を除く）を全額補助**する。